

京都市中小事業者の 省エネルギーバージョン支援事業補助金 (令和8年度7月補正予算事業)

申請状況の確認 不備対応の方法 変更(廃止)申請の方法

令和8年8月31日 第1版

留意事項

● 本事業の実施における留意事項

本補助金の交付を申請する事業者の皆様には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）」及び「交付規程」をご理解のうえ、また以下の点についても十分にご認識いただいたうえで、手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

● 申請の留意事項

ア 主な内容について

- ・ 申請等は、事務局が書類の不足等がないことを確認した時点で受け付けたものとみなします。電子申請フォームのステータスで確認ください。
- ・ 申請窓口において、申請書類等の写しの交付や返却は行いませんので、控えはご自身でご用意ください。
- ・ 提出書類は、本事業に必要となる一連の業務のためにのみ利用し、申請者の秘密は保持します。
- ・ 補助対象工事の契約及び着工は、必ず交付決定通知日以降に実施してください。交付決定を通知する前に実施したものについては、補助金の交付対象とはなりません。
- ・ 申請手続き後に交付申請額に変更が生じる場合は、原則として、工事着工前に必ず変更の手続きを行ってください。（軽微な変更を除く。）
- ・ 工事の中止・廃止をするときは、廃止申請の手続きを行ってください。
- ・ 工事内容の確認のため、現場検査を実施することがあります。
- ・ 交付申請等の手続について、申請者が他の者から支援を受ける場合、その費用等について申請者と支援者の両方で事前に合意し、トラブルにならないように留意してください。なお、同手続によって支援者が報酬を受ける場合は、行政書士法の規定にご留意ください。

イ 見積書の取得について

補助対象事業を遂行するために売買又は請負契約を行う場合、契約先の選定を一般の競争に付す必要があります。その手法の1つとして、原則、同条件で2者以上の見積書を取得し、補助対象経費が安い方の見積書を提示した事業者を補助対象事業の契約先として選定してください。

※補助対象経費は原則、補助対象設備ごとに安いかどうかの比較を行います。そのため、補助対象設備ごとの補助対象経費の金額が分かる見積書を2者以上（選定しない方の事業者が作成したものを含む。）から取得する必要があります。

※見積書の取得に当たっては、宛名（申請者名）、発行日（交付申請前の日付）が明記された見積書を事業者から取得してください

ウ 写真の撮影について

補助金のご利用に当たっては、工事の着工前や工事中、完了後の写真の提出が必要となります。撮影を忘れた場合、補助金を交付できないことがありますので、予め必要な写真をご撮影ください。

申請状況の確認

申請状況の確認方法

<マイページへのアクセス方法>

申請済みの申請内容についてはマイページよりご確認ください。
マイページへのアクセスは、以下の2箇所から可能です。

- 申請受付完了メールのURL
- 事務局ホームページの「マイページ」

申請受付完了メールのURL

京都市中小事業者の省エネルギー支援事業補助金（令和8年度7月補正予算事業）の交付申請／実績報告を受け付けました

このメッセージは、システムより自動送信されています。
返信は受け付けません。

中小 太郎 様

京都市中小事業者の省エネルギー支援事業補助金（令和8年度7月補正予算事業）の交付申請／実績報告を受け付けました。

【ご案内】
審査状況については、個別の通知等を行います。
以下の日数を目安に電子申請フォーム（マイページ）のステータスをご確認ください。

・申請書類に不足がある場合は、提出日の翌日から起算して3営業日以内に電子申請フォームの連絡板（事務局からのメッセージ）のコメント
不足情報の修正は、1週間以内を目途にご提出ください。

・不足情報の提出により申請書類一式がそろった後、申請内容に不備が確認された場合は、不足情報の提出日の翌日から起算して7営業日以内
不備情報の修正は、1週間以内を目途にご提出ください。

【必ずご確認ください】
受付は先着順です。申請書が事務局に到着した時刻をもって順序を決定しますので、ご注意ください。
上掲期限後に申請フォームを送付された場合は補助対象外となります。
受付終了後は、いかなる理由においても申請を受け付けることはできませんので、予めご了承ください。
ホームページに掲載している補助金の執行状況は概算であり、補助金の交付を保障するものではありません。

<https://kintone.kintoneapp.com/sub/1c3b1530e5c288877d454679c7f1f16f64ac8f471e1a6d50b39a077f6a8f67>

ご質問等ございましたら、下記までお気軽にお問い合わせください。
※本メールにお心配りのない場合は、お手数ですが下記メールアドレスに返信いただけますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】
京都市中小事業者の省エネルギー支援事業補助金事務局
電話番号：075-275-3056
メール：kintone-chose-cho@kintone.jp
受付時間：午前9時30分～午後5時30分（土・日・夜、年末年始を除く）

事務局ホームページの「マイページ」



連絡先メールアドレス宛に届いたリンク、
もしくはホームページの「マイページ」のリンクより申請状況の確認が可能です。

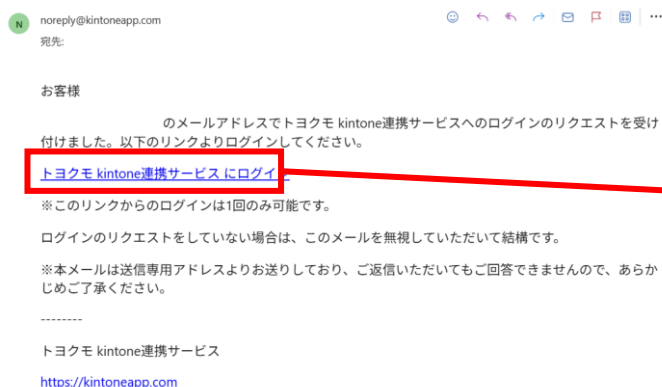
<ログイン方法>

ログインが必要な場合は、下記の手順でログインをお願いいたします。



上記マイページのURLを押下し「メールアドレスでログイン」を選択ください。
※他の方法ではログインできません。

申請時に登録した「連絡先メールアドレス」をご記入ください。



登録したメールアドレスに左記のメールが届きますので、メール内リンクよりログインをお願いいたします。

申請状況の確認方法

ログイン後、下記のページに遷移します。

トヨクモのkintone連携サービス

URLを覚えていなくても、一覧からページを探せます
提供元の会社/組織名で絞り込めば、素早く目的のページが見つかります。

こちらを押下すると申請内容に遷移します。

フォームやページを検索

JBXkintoneプラットフォーム

京都市中小事業者の省エネルギー省エネリノベーション支援事業補助金 (令和8年度7月補正予算事業)

申請いただいた内容のステータスが確認できます。
クリックすると申請いただいた内容の確認が可能ですが、「交付申請提出済」「【事務局】交付申請受理(審査中)」等のステータスの場合は、申請内容の修正はできません。

kViewer

京都市中小事業者の省エネルギー省エネリノベーション支援事業補助金 (令和8年度7月補正予算事業)

AZ 並び替え

受付番号	申請者_事業者名	ステータス
		交付申請提出済

1-1件
全1件



交付申請後、約10営業日以内に審査を実施いたします。
随時マイページをご確認いただき、ステータスをご確認ください。
※メール等での通知は「審査完了時にのみ」実施いたします。
10営業日以内に審査完了通知メールがない場合、申請内容に不備がある可能性がありますので、マイページよりご確認をお願いいたします。

不備対応の方法

申請内容に不備があった場合(1-1)

「【申請者】交付申請内容の修正が必要です」というステータスになっていた場合、申請内容に不備がございます。
下記赤枠をクリック頂き、申請内容の修正と再申請をお願いいたします。



京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金（令和8年度7月補正予算事業）

A-Z 並べ替え

受付番号	申請者_事業者名	ステータス
		【申請者】交付申請内容の修正が必要です

1-1件
全1件

「事務局からのメッセージ」に不備内容の該当部分が記載されています。
「フォームを表示」というボタンが表示されていますので、ボタンを押下し、事務局からのメッセージに従って申請内容の修正、資料の追加等を実施して下さい。



京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金（令和8年度7月補正予算事業）

京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金 > 詳細情報

事務局からのメッセージ

●●について、××の通り記載をお願いいたします。

申請状況

ステータス

【申請者】交付申請内容の修正が必要です

交付決定日

交付決定通知書/不交付決定通知書

変更承認通知書/変更不承認通知書

／ フォームを表示

こちらから申請内容の修正をお願いいたします。

申請内容に不備があった場合（1-2）

事務局からのメッセージ

- ①●●●について、××の通り記載をお願いします。
- ②機器表を修正し、再添付してください。

事務局からのメッセージをご確認いただき、回答が必要な場合は記載ください。
また、申請内容を修正した場合、修正箇所をお知らせください。

申請者からの申し送り事項

- ①●●●について、××の通り修正しました。
- ②機器表を修正し、「0826機器表」として再添しました。

事務局からのメッセージをご確認いただき、回答が必要な場合は記載ください。また申請内容を修正した場合、修正箇所をお知らせください。

新たに資料を追加する場合は、提出日が分かるよう、ファイル名に日付をご記入ください。
【記入例】2026年8月28日提出 → 「260828機器表」

✓ 確認

申請内容の修正が終わりましたら、「確認」を押してください。

この誓約事項及び申請内容に虚偽があることが発覚した場合は、京都市補助金等の交付等に関する条例第22条に基づく交付の決定の取消し又は交付額の変更を受けることに異議を申し立てないこと。

事業所の建物の所有者に、本事業実施による工事等の同意を得ていること。

本事業の実施場所は、居住の用に供する場所ではないこと。

< 戻る

✓ 回答

内容を確認し、最後に「回答」を忘れずに押してください。

ご登録いただいた連絡先メールアドレス宛に自動配信メールをお送りしました。
届いていない方は京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金事務局までお問合せください。

【問合せ先】

京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金事務局
電話番号：075-275-3056

メール：kyoto-chusho-eco@bsec.jp

受付時間：午前9時30分～午後5時30分（土・日・祝日、年末年始を除く）

申請内容の修正はこれで完了です。
ご登録いただいた連絡先メールアドレスに自動配信メールが届きます。

申請内容に不備がなかった場合(交付決定)

交付申請の審査が完了した場合、交付決定のお知らせを事務局からメール配信します。
(kyoto-chusho-eco@bsec.jpから配信いたします)
マイページ上でも下記の通り通知いたします。

kViewer

京都市中小事業者の省エネルギー支援事業補助金（令和8年度7月補正予算事業）

「【申請者】交付決定」というステータスになっていた場合、交付申請の審査が完了しております。

A-Z 並び替え

受付番号	申請者_事業者名	ステータス
		【申請者】 交付決定

1-1件
全1件

事務局からのメッセージ

審査完了し、補助金の交付が決定いたしました。本決定通知日より30日以内に事業開始をお願いいたします。（30日以内に事業開始していない場合、交付決定を取り消す場合がございます）
また、交付決定通知をアップロードいたしましたので、必要に応じて下記「交付決定通知」欄よりダウンロードください。

申請状況

ステータス

【申請者】 交付決定

交付決定日

マイページに「交付決定通知」をアップロードいたします。通知メールには添付されておりませんので、必要に応じてマイページよりダウンロードをお願いいたします。

交付決定通知書/不交付決定通知書

交付決定通知書.pdf

変更承認通知書/変更不承認通知書

交付決定後は、速やかに事業着手(契約の締結/機器の発注)をお願いいたします。

※交付決定後30日以内に事業着手がなされていなかった場合、交付決定を取り消す可能性がございます。

変更(廃止)申請の方法

交付決定後に申請内容に変更があった場合

第4号様式（第8条関係）

変更（廃止）承認申請日を記入して下さい。

2026年 9月 28日

マイページからは申請いただけません。本補助金事務局のHPより（第4号様式）をダウンロードし、記入後、事務局まで期日必着で原則メールにてご提出ください。メールが難しい場合は、郵送・FAX・窓口でも対応可能です。

京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金変更（廃止）承認申請書
（第2号様式）交付決定通知書に記載の交付決定日を記入して下さい。

京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金交付規程第7条第4項の規定により、2026年 9月 15日付けで交付決定通知を受けた2026年 8月 28日付けの交付申請内容の変更（廃止）について、以下のとおり承認申請を行います。

交付申請日を記入して下さい。

1 申請者情報

ふりがな	かぶしきがいしゃようとしてすと
申請者名	株式会社京都市テスト
所在地	〒 600-8023 京都府京都市下京区富永町338京阪四条河原町ビル7階 TEL (075 - 275 - 3056)

2 変更・廃止の別

該当箇所にチェックを入れてください。

☐ 変更 ☐ 廃止

変更（廃止）の合理的な理由を記入してください。

3 変更（廃止）の理由

●●について、××の為、
補助事業における導入設備の数量に変更が生じました。

4 変更の内容（廃止の場合は、記入不要）

変更	変更内容を分かりやすく記入してください。廃止の場合は記入不要です。
・型番：●● ・台数：●● ・補助対象経費：●●円	・型番：×× ・台数：×× ・補助対象経費：××円

交付決定後に申請内容に変更があった場合

工事の変更箇所が分かるよう、**機器表、仕様のわかるカタログの写し**、平面図、契約した工事業業者等の変更分見積書などを添付してください。

その他、交付申請書の添付書類を参照し必要書類があれば添付してください。

※変更分の見積書については、相見積は不要です。

5 添付資料（添付資料について確認のうえ、チェックをいれてください。）

☒ 変更の箇所がわかる書類（交付申請書の添付書類参照）

本補助金の申請を委任する場合、委任者情報をすべて記入してください。
委任されない場合は委任者情報は記入不要です。

6 委任状

私は、京都市中小事業者の省エネルギー省エネ支援事業補助金交付規程第15条に基づき、当該手続について、以下の者を代理人と定め、委任します。

代理申請事業者名	株式会社委任事業者名
担当者氏名	委任 太郎
所在地	京都府京都市下京区富永町 338 京阪四条河原町ビル 7 階
電話番号	075-123-5678
メールアドレス	kyoto-chusho-eco@bsec.jp

※ 手続を委任された場合であっても、提出された書類の内容について、1週間以上代理人と連絡が取れない場合や、京都市からの確認に対し明確な回答が得られない

【変更】※詳細は手引きを必ずご確認ください。

・交付決定の通知後、申請が必要な変更をしようとする際は、速やかに変更（廃止）承認申請書（第4号様式）に変更理由を記載して提出し、その承認を得る必要があります。

・なお、この場合において、**当該変更による申請金額の増額は認められません。**また、**事業着手後に協議なく「着手前に申請が必要なもの」に該当する変更があった場合、交付決定を取り消す場合があります。**

・申請内容の変更に伴い変更契約を必要とする場合は、**変更契約の締結までに執行団体から変更承認通知を受け取っている必要があります。**

・交付申請額が変わらない変更（軽微な変更）がある場合は、完了時の実績報告書の記入欄に変更内容を記入してください。

●オンライン申請でのご提出をご希望の方

・変更があった場合の必要書類は、ご記入後にPDFへ変換し、「**その他必要と認める書類**」へ添付してください。

・また、提出日が分かるよう、ファイル名に日付をご記入ください。

【記入例】

2027年1月20日 → 「**270120変更承認申請書**」

【廃止】※詳細は手引きを必ずご確認ください。

・補助対象事業を廃止しようとするときは、**速やかに変更・廃止承認申請書（第4号様式）を提出してください。**